

伊賀地区市町村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 上野市、阿山郡伊賀町、阿山郡島ヶ原村、阿山郡阿山町、阿山郡大山田村及び名

賀郡青山町（以下「1市3町2村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下

「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会の名称は、伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）

とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 1市3町2村の合併に関する協議

(2) 法第5条の規定に基づく新市建設設計画の作成

(3) 前2号に掲げるもののほか、1市3町2村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、三重県上野市丸之内116番地上野市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、1市3町2村の長が協議により、第8条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、1市3町2村の長が協議により、第8条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ1市3町2村の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 1市3町2村の長

(2) 1市3町2村の議会の代表 各1名

(3) 参事会の代表1名

(4) 三重県伊賀県民局長

(5) 1市3町2村の長が協議して定めた識見を有する者 7名以内

(6) 1市3町2村の長が協議して定めた学識経験を有する者 2名以内
2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
2 会長は、会議の議長となる。
3 第8条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号の委員が欠席のときは、あらかじめ委員の指名した者が代って出席することができる。
4 会長は、必要に応じて会議に關係市町村職員等を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
5 前4項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議等を行うため、小委員会を置くことができる。
2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(参事会)

第12条 協議会の広報及び人事並びに組織に関するなどを協議又は調整するため、協議会に参事会を置く。
2 参事は、1市3町2村の助役をもって充てる。
3 参事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。
2 幹事は、1市3町2村の長が当該市町村関係職員の中から指名する。
3 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 協議会の事務に従事する職員は、1市3町2村の長が協議して定めた者をもって充てる。
3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会に要する経費は、1市3町2村が協議して負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納は、会長の属する市町村の監査委員に委嘱して監査する。
2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町村の例により、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

伊賀地区市町村合併協議会参事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀地区市町村合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会の参事会（以下「参事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 参事会は、伊賀地区市町村合併協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の人事及び組織並びに広報に関する事を協議及び調整する。

(組織)

第3条 参事会は、参事長及び副参事長並びに参事をもって組織する。

2 参事長及び副参事長は、参事の互選による。

(会議)

第4条 参事会の会議（以下「会議」という。）は、参事長が必要に応じて開催する。

(会議の運営)

第5条 参事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副参事長は、参事長を補佐し、参事長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 参事が欠席のときは、あらかじめ参事の指名した者が代わって出席することができる。

(関係者の出席)

第6条 参事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 参事長は、参事会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(協議会の委員)

第8条 参事長は、協議会の委員となる。

(事務局)

第9条 参事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

伊賀地区市町村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀地区市町村合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会の幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、伊賀地区市町村合併協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に付すべき事項についての協議又は調整に関すること。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営全般に関し、必要な事項。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

(会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催する。

(会議の運営)

第5条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事が欠席のときは、あらかじめ幹事の指名した者が代わって出席することができる。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事会は、合併に関する協議を専門的に行うため専門部会及び分科会を置く。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(関係者の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

伊賀地区市町村合併協議会専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀地区市町村合併協議会幹事会規程（以下「幹事会規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会の幹事会に設ける専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、伊賀地区市町村合併協議会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、伊賀地区市町村合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会の組織は、別表のとおりとする。

2 専門部会は、部会員をもって組織し、上野市、阿山郡伊賀町、阿山郡島ヶ原村、阿山郡阿山町、阿山郡大山田村、名賀郡青山町の事務所の課長又は課長相当職にある者をもって充てる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名

2 役員は、部会員の互選による。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。

5 専門部会は、必要に応じて分科会の開催を指示することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町村の担当部門が行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

分 野	専門部会名	分 野	専門部会名
総務関係	総務部会	産業振興関係	農林部会
	秘書部会		農村整備部会
	職員部会		農業委員会部会
	財務部会		農業共済部会
	税務部会		商工部会
	議会部会		観光部会
企画関係	監査部会	建設関係	建設管理部会
	出納部会		道路河川部会
	企画調整部会		都市計画部会
民生関係	文化国際部会		建築住宅部会
	情報部会		検査部会
	住民戸籍部会	教育関係	上水道部会
健康福祉関係	生活部会		下水道部会
	消防部会		教育総務部会
	環境政策部会		学校教育部会
	環境保全部会		生涯学習部会
	清掃事業部会		
	人権部会		
	男女共同参画部会		
	同和部会		
	厚生保護部会		
	健康推進部会		
	こども家庭部会		
健康福祉関係	高齢福祉部会		
	保険年金部会		
	介護保険部会		
	病院部会		

伊賀地区市町村合併協議会分科会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀地区市町村合併協議会幹事会規程（以下「幹事会規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会の幹事会に設ける分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、伊賀地区市町村合併協議会の専門部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、伊賀地区市町村合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 分科会の組織は、別表のとおりとする。

2 分科会は、分科会員をもって組織し、各専門部会の部会員が選任する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

（1）分科会長1名

（2）副分科会長1名

2 役員は、分科会員の互選による。

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町村の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

	専門部会名	分科会名
総務関係	総務部会	行政分科会
		文書法制分科会
		市町村史編さん分科会
	秘書部会	秘書分科会
		広報広聴分科会
	職員部会	人事研修分科会
		給与厚生分科会
	財務部会	財政分科会
		管財分科会
		管理用度分科会
		土地開発公社分科会
	税務部会	庶務諸税分科会
		市民税分科会
		資産税分科会
		収税納貯分科会
	議会部会	議会分科会
	監査部会	監査分科会
	出納部会	出納分科会
企画関係	企画調整部会	政策調整分科会
		地域振興分科会
		行政改革分科会
	文化国際部会	文化振興分科会
		国際交流分科会
	情報部会	情報推進分科会
		システム管理分科会
民生関係	住民戸籍部会	住民戸籍分科会
	生活部会	生活安全分科会
		市民交流分科会
		消防防災分科会
	消防部会	消防総務分科会
		危険予防分科会
	環境政策部会	環境政策分科会
		ごみ減量分科会
	環境保全部会	生活環境分科会
		環境整備分科会
	清掃事業部会	清掃事業分科会
	人権部会	人権分科会

	男女共同参画部会	男女共同参画分科会
同和部会		同和分科会
		隣保館分科会
厚生保護部会		厚生分科会
		保護分科会
健康推進部会		健康推進分科会
		保健指導分科会
こども家庭部会		児童福祉分科会
		子育て支援分科会
高齢福祉部会		高齢者分科会
		障害者分科会
保険年金部会		国民健康保険分科会
		年金分科会
		医療分科会
介護保険部会		介護保険分科会
病院部会		病院分科会
産業振興関係	農林部会	農林振興分科会
	農村整備部会	農村整備分科会
	農業委員会部会	農業委員会分科会
	農業共済部会	農業共済分科会
	商工部会	商工分科会
	観光部会	観光分科会
建設関係	建設管理部会	建設総務分科会
		用地対策分科会
		公共事業推進分科会
	道路河川部会	道路管理分科会
		道路建設分科会
		道路維持分科会
		河川分科会
	都市計画部会	都市計画分科会
		公園緑地分科会
		まちづくり分科会
		区画整理分科会
	建築住宅部会	建築分科会
		住宅分科会
		開発指導分科会
		指導審査分科会
	検査部会	検査分科会
	上水道部会	上水道業務分科会
		上水道工務分科会
	下水道部会	下水道事業分科会
		集落排水分科会
		維持管理分科会

		公共下水道維持分科会
教育関係	教育総務部会	教育総務分科会
		教育施設分科会
	学校教育部会	教育指導分科会
		学務分科会
生涯学習部会	生涯学習部会	生涯学習分科会
		社会同和教育分科会
		青少年分科会
		文化財保護分科会
		スポーツ振興分科会
		公民館分科会
		図書館分科会

伊賀地区市町村合併協議会事務局規程

(設置)

第1条 この規程は、伊賀地区市町村合併協議会規約（以下「協議会規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務・広報グループ、計画グループ及び調整グループを置く。

2 グループの分掌事務は別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に局長、次長、グループリーダーその他必要な職員を置く。

2 局長及び次長は、協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職員の職務)

第5条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故あるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 グループリーダーは、局長及び次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 所属職員の指揮監督

(決裁)

第6条 局長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に局長が重要と認める事項

(職務権限)

第7条 協議会の運営における各職位の職務及び事務の処理権限に関しては会長の属する市町村の決裁規程の例による。この場合において、「市町村長」及び「助役」とあるのは「会長」と、「部長」及び「次長」並びに「課長」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、局長は、次に掲げる事項を専決することがきる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (4) その他軽易な事項に関すること

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理者印及び局長印とし、公印名、形状、寸法、使用区分、公印を管守すべき者（以下「管守者」という。）及び個数は別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、会長の属する市町村の例による。

(文書等の取扱い)

第9条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する市町村の例による。

2 協議会の発送文書の文書記号は、「伊合第〇〇号」とする。

(職員の服務)

第10条 事務局の職員（以下「職員」という。）の服務及び勤務条件については、それぞれの市町村等の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り及び休憩時間並びに休息時間については、三重県の例による。

(職員の給与等)

第11条 職員の給与等については、それぞれの職員が属する市町村等が負担する。

2 職員の旅費については、会長の属する市町村の例により、協議会が支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

グループ名	分掌事務
総務・広報グループ	庶務及び会計に関すること。 協議会予算に関すること。 協議会の会議に関すること。 協議会の広報及び広聴に関すること。 三重県との連絡調整に関すること。 合併に関する資料の編さん及び調整等に関すること。 その他他のグループに属さないこと。
計画グループ	新市建設計画に関すること。 財政計画に関すること。
調整グループ	各種事務事業の統一・調整に関すること

別表第2（第7条関係）

公印名	形 状	寸 法 (ミリメートル)	使用区分	管守者	個数
伊賀地区市町村合併協議会会长印	会併市伊長協町賀之議村地印会合区	方 30	会長名をもつてする文書	伊賀地区市町村合併協議会事務局長	1
伊賀地区市町村合併協議会会长職務代理者印	代会併市伊理長協町賀者職議村地印務会合区	方 27	会長職務代理人をもつてする文書	伊賀地区市町村合併協議会事務局長	1
伊賀地区市町村合併協議会事務局長印	長議町伊会村賀之事合地務併印局協市	方 24	事務局長をもつてする文書	伊賀地区市町村合併協議会事務局長	1

伊賀地区市町村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀地区市町村合併協議会規約第10条第5項の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言する。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告する。

(会議録の調整等)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 作成した会議録は、議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

4 会議録は、前項の2名が署名し終えた日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。

2 前項の規定による公開の方法については、議長が別に定める。

(規律)

第8条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならぬ。

(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、議長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、あらかじめ議長が会議に諮り、会議を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

伊賀地区市町村合併協議会インターネットホームページ開設及び管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）のインターネットホームページ（以下「ホームページ」という。）の開設及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 ホームページの名称は、「伊賀地区市町村合併協議会ホームページ」とする。

2 ホームページのアドレスは、www. i ga-g a p p e i . j p とする。

(掲載情報の制限等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する情報は、ホームページに掲載することができない。

- (1) 広告その他の営業に関する情報
- (2) 個人に関する情報（一般的に知り得ない個人の情報であって、その個人が識別され、又は識別されうる情報をいう。）
- (3) 公共性及び公益性を損なうおそれがある情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の会長が定める情報

(意見等の受信及び処理について)

第4条 協議会は、電子メール（以下「メール」という。）を有効的に活用し、メールによる意見等の収集に努めるものとする。

2 メールで受信した意見等については、速やかに回答等の処理をするものとする。

(リンクの取扱い)

第5条 ホームページのリンクは、次の各号のいずれかに該当する機関等が開設したインターネットホームページに限るものとする

- (1) 官公庁
 - (2) 官公庁以外の公共機関
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の会長が認める機関等
- 2 協議会以外の者が開設するインターネットホームページからのリンクは自由とする。ただし、リンクを行う場合は、その旨を協議会に通知するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 ホームページに情報を掲載する場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに十分配慮しなければならない。

(著作権への留意)

第7条 ホームページに自ら作成したものでない文書、写真、図画、音楽、動画等の著作物を掲載する場合は、当該著作物の著作権について、十分留意しなければならない。

(引用・転載)

第 8 条 ホームページの内容は、自由に引用・転載することができるものとする。ただし、利用者は、その出典を明示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ホームページに使用した画像は、引用・転載をしてはならない。

(事務局の責務)

第 9 条 協議会の事務局は、ホームページに掲載する情報については、その利用目的に照らして、常に最新のものとしておかなければならない。

2 協議会の事務局は、ホームページの作成にあたっては、効率的に作成し、かつ、全体の整合性を保つようにしなければならない。

(セキュリティー)

第 10 条 故意又は過失によるホームページデータの消失や改ざんを未然に防止するため、ホームページの www サーバーに対する書き込みは、事務局長の指定する職員又は、ホームページの情報処理業務委託業者に限定する。

2 ホームページの www サーバーの管理の委託契約にあたっては、契約書類の中に秘密の保持、目的外使用及び第三者への提供禁止、複写及び複製の禁止等データの適正管理に関する必要事項を明記するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、ホームページの開設及び管理運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

伊賀地区市町村合併協議会会議関係資料の公開事務取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀地区市町村合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に関する資料（以下「協議会資料」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会資料の公開)

第2条 協議会資料の公開は、協議会の事務局及び協議会を構成する市町村の次の場所において行う。

- (1) 上野市企画振興部企画調整課
- (2) 伊賀町まちづくり推進課
- (3) 島ヶ原村総務課
- (4) 阿山町企画財政課
- (5) 大山田村地域づくり推進課
- (6) 青山町企画財政課
- (7) 前6号に掲げる場所のほか、協議会を構成する市町村においてそれぞれ指定する場所

2 前項で公開する資料は、協議会で開設するインターネットホームページにおいて、同様の内容を掲載する。

3 協議会資料は、会議開催日以後に公開する。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、協議会資料の公開等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。